

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規則	福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則	一
〇	福島県浄化槽法施行規則の一部を改正する規則	一
〇	福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則	一
〇	福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日	二
〇	福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則	三
〇	福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則	三
〇	福島県飼料検定条例施行規則を廃止する規則	五
〇	福島県公安委員会	五
〇	福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則	五
〇	福島県監査委員	六
〇	福島県監査委員処務規程の一部を改正する規程	六
〇	福島県監査委員事務局規程の一部を改正する規程	六

規 則

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則、福島県浄化槽法施行規則の一部を改正する規則、福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則、福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日

を定める規則、福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則、福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則及び福島県飼料検定条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和二年三月二十四日

福島県知事 内堀雅雄

福島県規則第二十五号

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

福島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和六十年福島県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項に次の一号を加える。

八 浄化槽管理士が条例第十一条の二で定める研修を修了したことを証する書類の写し

第十条の次に次の一条を加える。

（浄化槽管理士に対する研修）

第十条の二 条例第十一条の二に規定する規則で定める研修は、次の各号に掲げる事項のいずれをも含むものとする。

- 一 浄化槽行政に関する事項
 - 二 浄化槽の構造と機能に関する事項
 - 三 浄化槽の保守点検と清掃に関する事項
 - 四 その他浄化槽の保守点検に必要な事項
- 2 前項の研修は、法第五十七条第一項の規定により知事が指定する者その他知事が適当と認める者が実施することとする。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（一般廃棄物課）

福島県規則第二十六号

福島県浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

福島県浄化槽法施行細則（昭和六十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条第十七号」を「第二条第二十四号」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（一般廃棄物課）

福島県規則第二十七号

福島県ハイテクプラザ条例施行規則の一部を改正する規則

福島県ハイテクプラザ条例施行規則（平成四年福島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一の1の表中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)及び(6)を削り、(7)を(4)とし、(8)を(5)とし、(9)を(6)とし、(10)を削り、(11)を(7)とし、(12)から(15)までを(8)から(11)までとし、その次に次のように加える。

(12) 5軸マシンニングセンタ（MX-520）

一時間 一一、一八〇円

(13) ワイヤ放電加工機 (ARC400iB)	一時間 二、八四〇円
(14) 切削動力計 (9255C)	一時間 二、七〇〇円
別表第二の一の1の表中(16)を(15)とし、(17)を(16)とし、(18)を(17)とし、別表第二の一の2の表中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(21)までを(3)から(20)までとし、(22)を削り、(23)を(21)とし、(24)から(39)までを(22)から(37)までとし、その次に次のように加える。	
(38) 醸造用精米機 (EDB15A)	一時間 八、九四〇円
(39) パッド印刷機 (T-20GA)	一時間 一、四〇〇円
別表第二の一の2の表中 (40) その他の設備機器	
一時間 九九〇円の範囲 内で知事が定める額	(40) デジタル製版システム (GOCCOPRO Q) 2530)
(41) その他の設備機器	(42) デジタル製版システム用スクリーン
を に改める。	
S 一時間 一、二二〇円	
一時間 九九〇円の範囲 内で知事が定める額	
一メー トル 一、八七〇円	
(23) ツールプリセッタ (MAGIS400)	一時間 一、四九〇円
(24) フルカラーハンディ3Dスキャナ (Einsca Pro 2X Plus)	一時間 一、一八〇円
(11) 別表第二の二の2の表中(6)を削り、(7)を(6)とし、(8)を(7)とし、(9)を削り、(10)を(8)とし、(11)から(24)までを(9)から(22)までとし、その次に次のように加える。	

別表第二の二の3の表中(15)を削り、(16)を(15)とし、(17)から(45)までを(16)から(44)までとし、その次に次のように加える。	
(45) 超音波探傷映像化装置 (SDSIII6500R)	一時間 八、〇九〇円
別表第二の二の3の表中 (46) その他の設備機器	
一時間 九九〇円の範囲 内で知事が定める額	(47) 蛍光浸透探傷装置 (MA-1型メソッドA) (48) ICP発光分光分析装置 (PS3520UVDII) その他の設備機器
を に改める。	
一時間 七、一三〇円	
一時間 六、〇四〇円	
一時間 九九〇円の範囲 内で知事が定める額	
別表第二の二の5の表中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)から(21)までを(3)から(20)までとする。 別表第三の二の3の表中ウを削る。	
附 則	
1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。	
2 改正後の福島県ハイテクプラザ条例施行規則別表第二及び別表第三の規定は、この規則の施行の日以後の使用の期間に係る使用料の額について適用し、同日前の期間に係る使用料の額については、なお従前の例による。	
(産業創出課)	
福島県規則第二十八号	
福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則	
福島ロボットテストフィールド条例の一部を改正する条例(平成三十年福島県条例第九十号。ただし、第十八条の規定に限る。)の施行期日は、令和二年四月一日とする。	

福島県規則第二十九号

福島ロボットテストフィールド条例施行規則の一部を改正する規則

福島ロボットテストフィールド条例施行規則（平成三十年福島県規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

別表研究棟附属設備の部インピーダンスアナライザの項の次に次のように加える。

フィールド試験システム	一式一時間	三三、一六〇円
ネットワークアナライザ	一式一時間	二二、〇〇〇円
任意波形発生装置	一式一時間	二四、〇〇円

別表通信塔附属設備の部の次に次のように加える。

屋内水槽試験棟附属設備	水流発生装置（大水槽用）		一式一回	一五、一〇〇円
	水流発生装置（小水槽用）		超過時間（二時間につき）	三三、七七〇円
水中モーションキャプチャー	超過時間（二時間につき）		一式一回	三三、二〇〇円
	超過時間（二時間につき）		超過時間（二時間につき）	七九〇円
超過時間（二時間につき）		超過時間（二時間につき）	超過時間（二時間につき）	五二、一〇〇円
超過時間（二時間につき）		超過時間（二時間につき）	超過時間（二時間につき）	一三、〇二〇円

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県規則第三十号

福島県農業総合センター農業短期大学校規則の一部を改正する規則

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県農業総合センター農業短期大学校規則（昭和六十二年福島県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第二十一条第三項」を「第二十一条第四項」に改める。

第八条の見出し中「誓約書の提出」の下に「等」を加え、同条中「条例第二十一条第三項の規定により、入校料の全部を免除された者」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の二号を加える。

一 条例第十九条第二項の規定により、入校料を納入する者

二 条例第二十一条第四項の規定により、入校料の全部を免除された者

第八条に次の一項を加える。

2 前項第一号に該当する者は、誓約書追加書類（様式第二号の二）に入校料を添えて、校長に提出しなければならない。

第十三条の三第一項中「入校検定料」を「条例第二十一条第四項の規定による入校検定料」に、「第十九条」を「第十九条第一項」に改め、同条第二項中「授業料等を免除することができる」を「前項の規定により免除する授業料等」に改める。

第十三条の四第一項中「入校検定料及び」を「条例第二十一条第四項の規定による入校検定料及び」に、「の激甚災害」を「の激甚災害」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「授業料」を「条例第二十一条第四項の規定による授業料」に改める。

第十三条の六中「授業料等」を「前条第一項の授業料等」に改める。

第十三条の七中「授業料の免除」を「前条の規定により授業料の免除の決定」に改める。

第十三条の九中「授業料等」を「第十三条の六の規定により授業料等」に改める。

様式第一号備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第二号備考を次のように改める。

備考

1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

2 入校料の免除を受けようとする者は、福島県収入証紙の添付を要しない。

ただし、一部免除となった場合及び免除とならなかった場合には、別に定める期日までに誓約書追加書類（様式第2号の2）により入校料を納めること。

様式第二号の次に次の二様式を加える。

様式第2号の2 (第8条関係)

誓 約 書 追 加 書 類

福島県農業総合センター農業短期大学校長

年 月 日

農業経営部 経営学科

住 所

(ふりがな)

氏 名

⑩

年 月 日生

次のとおり入校料を納入します。

福島県収入証紙
(消印しないこと。)

(学校記入欄)

納入期限及び入校料は次のとおりとする。

学科及び氏名	納入期限	入校料
経営学科	年 月 日	円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第三号備考、様式第四号備考2、様式第五号備考2、様式第六号備考、様式第十号備考2、様式第十六号備考及び様式第十七号備考中「田中」を「田中」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和二年四月一日から施行する。ただし、様式第一号備考、様式第三号備考、様式第四号備考2、様式第五号備考2、様式第六号備考、様式第十三号備考2、様式第十六号備考及び様式第十七号備考の改正規定は、公布の日から施行する。(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県農業総合センター農業短期大学校規則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき提出されている願書等は、それぞれ改正後の規則の規定に基づき提出された願書等とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(農業担い手課)

福島県規則第三十一号

福島県飼料検定条例施行規則を廃止する規則

福島県飼料検定条例施行規則(昭和五十二年福島県規則第十八号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(畜産課)

福島県公安委員会

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月24日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第2号

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則(平成18年福島県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第8号(裏)中「東北労働金庫・商工組合中央金庫・各農業協同組合・福島県信用漁業協同組合連合会」を「東北労働金庫・各農業協同組合・信用漁業協同組合連合会」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県放置違反金に係る納付命令等に関する規則様式第8号による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(交通指導課)

福 島 県 監 査 委 員

福 島 県 監 査 委 員 告 示 第 二 号

福 島 県 監 査 委 員 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 二 年 三 月 二 十 四 日

福 島 県 監 査 委 員

福 島 県 監 査 委 員 処 務 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

福 島 県 監 査 委 員 処 務 規 程 (昭 和 三 十 九 年 福 島 県 監 査 委 員 告 示 第 一 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 四 条 各 号 列 記 以 外 の 部 分 中 「 次 の 各 号 に 」 を 「 次 に 」 に 改 め 、 同 条 中 第 六 号 を 第 七 号 と し 、 第 五 号 の 次 に 次 の 一 号 を 加 え る。

六 監 査 専 門 委 員 (地 方 自 治 法 (昭 和 二 十 二 年 法 律 第 六 十 七 号) 第 二 百 条 の 二 第 一 項 の 監 査 専 門 委 員 を いう。) の 設 置 に 関 す る 事 項

第 五 条 第 一 項 各 号 列 記 以 外 の 部 分 中 「 次 の 各 号 に 」 を 「 次 に 」 に 改 め 、 同 項 中 第 五 号 を 第 六 号 と し 、 第 四 号 の 次 に 次 の 一 号 を 加 え る。

五 監 査 専 門 委 員 の 選 任 に 関 す る 事 項

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 二 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

(監 査 総 務 課)

福 島 県 監 査 委 員 告 示 第 三 号

福 島 県 監 査 委 員 事 務 局 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程 を 次 の よ う に 定 め る。

令 和 二 年 三 月 二 十 四 日

福 島 県 監 査 委 員

福 島 県 監 査 委 員 事 務 局 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 規 程

福 島 県 監 査 委 員 事 務 局 規 程 (昭 和 五 十 三 年 福 島 県 監 査 委 員 告 示 第 二 号) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 三 条 の 表 普 通 会 計 監 査 課 の 項 中 第 七 号 を 第 八 号 と し 、 第 六 号 の 次 に 次 の 一 号 を 加 え る。

七 内 部 統 制 評 価 報 告 書 (地 方 自 治 法 (昭 和 二 十 二 年 法 律 第 六 十 七 号) 第 百 五 十 条 第 四 項 の 報 告 書 を いう。) の 審 査 に 関 す る 事 項

附 則

こ の 規 程 は 、 令 和 二 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

(監 査 総 務 課)